平成２４年５月７日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：安全管理に関する監査）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

・安全衛生に関する適法性の評価

・「東北大学キャンパス内全面禁煙宣言」に関する実態把握

２．監査対象部局

理学研究科・理学部、工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、薬学研究科・薬学部、医学系研究科・医学部、歯学研究科・歯学部、生命科学研究科、情報科学研究科、病院、多元物質科学研究所、原子分子材料科学高等研究機構

計１１部局

３．監査事項

別紙「監査事項一覧（安全管理に関する監査)」のとおり

４．監査実施期間

平成２３年１０月２０日～平成２３年１１月１７日

５．主な監査手続

① 安全衛生に関する書類の閲覧及び質問

② 防災に関する書類の閲覧及び現場確認

③ 化学物質、遺伝子組み換え生物等の管理に関する書類の閲覧及び質問

④ 東北大学キャンパス内全面禁煙宣言に関する書類の閲覧及び質問

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

（１）安全衛生に関する適法性の評価

本学は、平成１６年４月の法人化に伴い、労働安全衛生法適用事業場となり、より一層厳格な安全衛生管理が求められ、国立大学法人として大学全体が組織的に安全衛生管理に取り組む仕組み作りとその遂行が求められるようになった。

本学における安全衛生については、「労働安全衛生法」に基づく各種法令に定めがあるほか、学内においても「国立大学法人東北大学安全衛生管理規程」等の学内規程や各種通知（以下「法令等」という）に基づき周知してきたところである。

しかしながら、学内において職員等が関係する事故や災害がたびたび発生している。事故や災害を未然に防止するためには、日頃から職員等に対し、啓発・啓蒙活動を行い安全衛生に対する意識を高い状態に保つ必要があると思われる。

現在、安全衛生に関する業務に関しては、環境・安全推進センターや環境保全センターを初めとする協力･連携･支援組織及び各事業場の総括安全衛生管理者等を中心に実施しているが、学内の安全衛生について適正な管理を行うためには、各部局における問題点を把握し、効果的な対策や関連規程の整備を進めていくことが、必要不可欠である。

このため、各部局において、安全衛生に関する管理が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施したところ、２．重要事項等の①改善要求を要する指摘事項に記載のとおり、一部に改善を要する事例があった。

また、Ⅲ 改善要求等の２．本部事務機構に対する要請等に記載のとおり、一部に改善を要する事例があった。

（２）「東北大学キャンパス内全面禁煙宣言」に関する実態の把握

喫煙は喫煙者自身の健康を害すると同時に、周囲に受動喫煙の健康被害を及ぼす。その為、喫煙者の禁煙を支援するとともに、非喫煙者の受動喫煙を防止するための衛生対策が必要である。

東北大学は平成２２年１０月に受動喫煙による教職員、学生及び学内外関係者の健康被害を防止することを目的に「東北大学キャンパス内全面禁煙宣言」を行い、「禁煙ロードマップ」や「各事業場の禁煙推進実行委員会（仮称）の活動ガイドライン」等に基づき１年間の周知期間を経て平成２３年１０月より全面禁煙となった。

このため、各部局において、喫煙場所の撤去状況、禁煙教育、巡回活動状況、

第三者の敷地に関する禁煙対策状況、禁煙宣言の啓発状況、禁煙に関するトラブルの発生状況等について監査を実施したところ、良好であると判断した。

また、Ⅲ 改善要求等の２．本部事務機構に対する要請等に記載のとおり、一部に改善を要すると思われる事例があった。

２．重要事項等

①改善要求を要する指摘事項　　４　件

No	指摘事項（重要事項）	改善要求
１	産業医は、少なくとも毎月１回作業場等を巡視しなければならない。しかし、当該部局では、巡視を行っていなかった。（１部局該当）	法令等に基づき、産業医の巡視を行う必要があるため、改善計画書の提出を要求する。
２	安全衛生委員会は、月１回以上開催することになっている。しかし、当該部局では、安全衛生委員会を開催していなかった。（１部局該当）	法令等に基づき、安全衛生委員会の開催を行う必要があるため、改善計画書の提出を要求する。
３	職員を雇用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、当該職員に対し、安全衛生に関する必要な教育を行い、安全衛生教育記録（様式１）を作成しなければならない。しかし、当該部局では、一部の職員に対し実施していなかった。（２部局該当）	法令等に基づき、職員に対し安全衛生教育の実施及び、安全衛生教育記録の作成を行う必要があるため、改善計画書の提出を要求する。

②発見事項　　２４　件

（内訳）

安全・衛生管理者等の巡視について	３　件
作業主任者の選任について	２　件
安全衛生委員会の議事等の周知について	３　件
海外派遣職員に対する健康診断について	１　件
雇入れ時等における安全教育の実施について	１　件
火元責任者の任免について	２　件
消防設備の管理について	１　件
消防設備等の表示について	１　件
教育研修の実施について	４　件
化学物質等の移動にかかる手続きについて	６　件

発　見　事　項
安全・衛生管理者等は、少なくとも毎週１回作業場等の巡視を行わなければならない。しかし、当該部局では、巡視を月１回しか行っていなかった。 （３部局該当）
作業主任者を選任すべき業務を行っている場合は、作業主任者を選任しなければならない。しかし、当該部局では、作業主任者を選任していなかった。 （２部局該当）
安全衛生委員会の議事並びに概要を職員等に周知しなければならない。しかし、当該部局では、職員等に対し周知を行っていなかった。 （３部局該当）
労働者を本邦外の地域に６月以上派遣する場合、または、本邦外の地域に６月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせる時は、健康診断を受けさせなければならない。しかし、当該部局では健康診断を受けさせていなかった。 （１部局該当）
職員を雇用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等、安全衛生に関する必要な教育研修を実施しなければならない。しかし、当該部局では平成２３年６月以降、教育研修を実施していなかった。 （１部局該当）
内規で火元責任者等の設置を定めているにも関わらず、任免等の手続きを行っていなかった。 （２部局該当）
消防設備点検を実施し、その点検実施報告書において消防設備等の不備を指摘されているにもかかわらず、当該部局では、適切な管理を行っていなかった。 （１部局該当）
内規上、消防設備等の設置位置図及び野外に通ずる避難経路を明示した避難経路図を建物内の各階毎の目立ちやすい場所に掲示しなければならない。しかし、当該部局では掲示を行っていなかった。 （１部局該当）
化学物質等事業場総括管理責任者は、化学物質等を取り扱う職員に対し、必要な教育研修等の機会を年度に１回以上設ける必要がある。しかし、当該部局では教育研修等の機会を設けていなかった。 （４部局該当）
従来使用していた研究室から、新たに使用することになった研究室に化学物質等を移動する場合（研究者間の譲渡も含む）、所定の手続きが必要となる。しかし、当該部局では、手続方法を研究室等に周知していなかった。もしくは、周知を行ってはいたが、所定の手続きが行われていなかった。 （６部局該当）

③不適切事項　１３　件

（内訳）

法人文書の管理について	２　件
通知文書の周知について	３　件
化学物質等分野別管理責任者について	６　件
化学物質等の取扱いに関する教育研修記録の保存について	２　件

Ⅲ　改善要求等

１．重要事項に対する改善要求等

Ⅱ監査結果の要約２．重要事項等①改善要求を要する指摘事項に記載した事項については、該当する部局に対して、改善提案を行うとともに、改善計画書の提出を要求する。

また、Ⅱ監査結果の要約２．重要事項等②発見事項及び③不適切事項に記載した事項については、該当する部局に対して、速やかに改善するよう要求する。

２．本部事務機構に対する要請等

（環境・安全推進室）

・安全衛生担当者向け業務マニュアルの整備等について

Ⅱ監査結果の要約１．全般的所見（１）安全衛生に関する適法性の評価に記載のとおり、法令等に基づく適法性について監査を実施したところ、担当者が安全衛生に関する業務や手続き等を理解していないため、適正に安全衛生の業務が遂行されていない事例が多数見受けられた。これは、安全衛生に関する業務は法令等により周知していると思われるが、これらが体系的に整備されていないため、担当者の理解不足、失念等を招く結果となっているものと思われる。これらを改善するためには、法令等を体系的に整備し、業務マニュアル等を作成するとともに、それらを活用した研修会等の開催が必要であると思われる。

速やかに、法令、学内規程、通知などを体系的に取りまとめ、安全衛生担当者向けのマニュアル等を整備し、研修会等を開催することにより安全衛生管理の強化措置を行うよう環境・安全推進室に改善計画書の提出を要請する。

・「安全衛生管理指針」の活用並びに内容の見直しについて

「安全衛生管理指針」は、東北大学における全ての事業に携わる者がとるべき行動規範を示したものであり、同時に管理する立場にある者に対しては、その任務を明確にしたものである。

今回の監査では、「安全衛生管理指針」に記載のある項目について監査を行ったが、複数の項目で同指針に沿った対応が行われていない事例が見受けられた。それらの多くは、各部局の実態に合っていない、周知不足、具体的な事務手続きや様式の未整備等が主な原因であると考えられる。これらを改善するためには、「安全衛生管理指針」の積極的な活用を図るとともに、内容についても再度見直し、各部局の実態に沿った内容に改正する必要があると思われる。

・本部事務機構による安全衛生管理の強化について

東北大学における安全衛生管理は、事業場単位で行われ、総括安全衛生管理者等である事業場長が全ての権限を有する最高責任者となっている。今回の監査では、安全衛生に関する適法性について、各研究室に対しヒアリングを実施したが、法令等に対する部局毎の遵守状況にばらつきが見られた。これは、学内の安全衛生の管理は、各事業場で完結しており、事業場の管理状況を直接チェックする体制が整備されていないことが原因と考えられる。

安全衛生の管理体制の強化を行うためには、例えば各事業場における自己点検のみならず、本部事務機構における内部監査や安全･衛生管理者等に対する研修会の実施等の対応が必要であると考えられる。

・事故情報の共有について

学内で発生している事故は、過去に発生した類似の事故情報を把握し、適切な対応策を講じていれば、多くの場合未然に防ぐことができる事例がほとんどであると考えられる。現在、学内で発生している事故に関する情報は、本部事務機構に報告され、その都度メール等で周知しているが、より効果的に事故情報の共有を図るためには、本部事務機構にて集約した事故情報を体系的に掲示するなどの方法により周知することが、最も有効と思われる。例えば、本学には教職員用のポータルサイトが整備されており、教職員向け掲示板に環境安全のフォルダがあることから、そのフォルダ内に事故情報のサブフォルダを作成し情報を集約するなど、教職員の事故防止対策を推進する必要があると思われる。

・喫煙に伴う火災の危険性について

東北大学は平成２２年１０月に受動喫煙による教職員、学生及び学内外関係者の健康被害を防止することを目的に「東北大学キャンパス内全面禁煙宣言」を行い、平成２３年１０月よりキャンパス内は全面禁煙となっている。しかしながら、一部の構成員がキャンパス内及びその周辺において、喫煙を行っている事実を確認した。特に、青葉山、川内キャンパスなどでは、建物の影など人目につかない場所や山林の近辺などに、喫煙したと思われる吸殻が落ちていた。これらの場所には、落ち葉などの燃えやすいものがあり、現状を看過すれば、いずれ火災が発生し、大学の建物や周辺の山林に多大なる被害を及ぼす可能性がある。キャンパス内においては禁煙の徹底、キャンパス外においてはポイ捨て禁止の指導を徹底するなど、何らかの対策を行う必要があると思われる。

・内部監査報告書の取り扱いについて

上記１．重要事項に対する改善要求等で示したとおり、監査対象部局に対する指摘事項等については、改善要求を行った。しかしながら、監査結果を見る限り、監査対象外の部局に関しても同様の状態である可能性は否定できない状況である。内部監査報告書は、各種会議への付託を行うほか、ＷＥＢページへの掲載により部局等に対し周知を行うこととなるが、あくまでも情報提供を行っているに過ぎず、監査対象外部局に対して必ずしも改善効果があるとは言えない。そのため、内部監査報告書に記載されている指摘事項等に関しては、全学に対し注意喚起を行うなど、本部事務機構より何らかの対応を部局に対して行う必要があると思われる。

３．部局の取り組み事例について

安全衛生を推進するため、部局にて行われている取り組みとして以下の事例があった。

・ 部局独自に化学物質等の危険情報等を収集し、危険情報を共有するとともに、事故が発生した場合の対処法などを掲載した「ヒヤリ・ハット集」を作成し配布することにより、実験等による事故防止に努めていた。

・「安全のための手引き」を作成し、実験等を実施する学生等に配布することにより、実験等による事故防止に努めていた。

・ 職員等に関係する通知文書は、メールで各個人へ送信するとともに、安全衛生委員会等で周知していた。また、通知文書の内容を速やかにマニュアル等に反映させ職員に対し周知していた。

その中でも特に優れた事例として以下の事例があった。これらの事例については、今後監査室のＷＥＢページや内部監査事例集等を通じて学内に公開する予定である。

・ 積極的に事故情報を収集し、安全衛生委員会で周知するとともに、関連する研究室に直接赴き指導を行うなど、事故を未然に防止する体制となっていた。